

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院料の15%が病院に支払われません。
180日を超えた日からの入院料が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は選定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料

(急性期一般入院基本料4) …… 一日につき2,409円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象となりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 呼吸管理を実施している方
- 頻回に喀痰吸引を行っている方

このほかにも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

以上